

# 国際人道法について

## (ジュネーブ条約を中心に)



日本赤十字社大阪府支部  
事業課 神谷 尚孝

# 国際人道法(IHL)

## International Humanitarian Law

と言う名前の法はありません

# 「国際人道法」とは

武力紛争の際に適用されるジュネーブ諸条約  
を中心とする国際慣習法を総称した名称で、  
1970年代から使われています

※ 国際慣習法とは  
すべての国が守る義務がある国際社会の共通規範です

# 「国際人道法」の目的

- 武力紛争のもたらす不必要的犠牲や損害を防止すること  
※ 戦いという状況下でも、人間として守るべき最低限のルール
- 敵対(戦闘)行為に参加しないすべての人を保護すること

# 国際人道法の豆知識

- ◇ 国連加盟国 192ヶ国
- ◇ ジュネーブ四条約加入国 194ヶ国
- ◇ 第1追加議定書加入国数 166ヶ国
- ◇ 第2追加議定書加入国数 162ヶ国
- ◇ 赤十字・赤新月社は世界で 185社

# 国際人道法に属するもの

- ジュネーブ条約(1864年、1949年～)  
武力紛争犠牲者の保護が目的
- ハーグ条約(1868年サンクト・ペテルブルグ宣言～)  
戦闘方法・武器の使用の制限を規定
- 文化財保護条約 (1954年)
- 生物毒素兵器禁止条約 (1972年)
- 環境改変術敵対使用禁止条約 (1976年)
- 特定通常兵器禁止制限条約 (1980年)
- 対人地雷禁止条約 (1997年)……など



赤十字の創始者 アンリー・デュナン

HENRY DUNANT (1828~1910)

ソルフェリーノの戦い(1859年)

イタリア統一戦争(仏伊 VS オーストリア)

アンリー・デュナン：「ソルフェリーノの思い出」  
1862年出版

提案1

戦場で負傷した兵士を敵・味方の別なく救護するために、平和な時から各国に救護団体を組織しておく

提案2

救護団体が、戦場で安全に活動できるように国際的な取り決めを結ぶ



各国赤十字社の誕生

1864年 ジュネーブ条約の誕生

# ジュネーブ条約の発展 1864年～

- 陸戦における傷病者保護の条約 1864年
- 海戦傷病者、難破者保護の条約 1899年
- ※ 第1次世界大戦の終結 1919年
- 捕虜の待遇改善の条約 1929年
- ※ 第2次世界大戦の終結 1945年
- 文民保護の条約 1949年

1949年8月12日

ジュネーブ4条約(全429条)が成立

# 第1条約(陸の条約)

- ・ 戦場では国籍に関係なく、傷病兵を看護治療する
- ・ 赤十字標章の尊重と保護
- ・ 衛生施設(病院)への攻撃禁止
- ・ 衛生要員及び宗教要員の尊重



# 第2条約(海の条約)

- ・ 海上の傷病者は、国籍を問わず収容して看護する
- ・ 病院船への攻撃禁止
- ・ 病院船の要員の尊重



# 第3条約(捕虜の条約)

- ・ 敵国に捕らえられた軍人は捕虜となる
- ・ 家族に手紙やはがきを出し、受ける権利がある
- ・ 捕虜は常に人道的な待遇を受ける
- ・ 紛争終了後すぐに解放し、送還する
- ・ 紛争当事国は、捕虜に関する公の情報局を設置する



赤十字通信

武力紛争が終結したら、捕虜は  
速やかに解放しなければならない



捕虜の取り扱いについて当局に  
提言をする赤十字国際委員会代表



立会人なしで捕虜と会見する赤十字国際委員会代表

# 第4条約(文民保護の条約)

- ・ 紛争の影響を受けた人はすべて差別なくその基本的権利を保障される
- ・ 傷者、病者、虚弱者及び妊娠婦は、特別の保護及び尊重を受ける
- ・ 紛争当事国は、離散家族再開のための捜査を容易にしなければならない
- ・ 一般の人々を、攻撃から逃れるための盾とするなど、軍事利用の禁止



# 1949年のジュネーブ四条約

## 共通 第3条

- 敵対行為に参加しない者を差別なく保護すること
- 生命、身体に対する暴行（殺人、生涯虐待、拷問）  
個人の尊厳に対する侵害、軍事裁判による刑の言い渡し、執行
- 傷病者は収容して看護しなければならない
- ICRC（公平な人道機関）は役務を紛争当事者に提供できる
- 紛争当事者は、条約の遵守に努力しなければならない

※ ベトナム戦争の終結 1975年

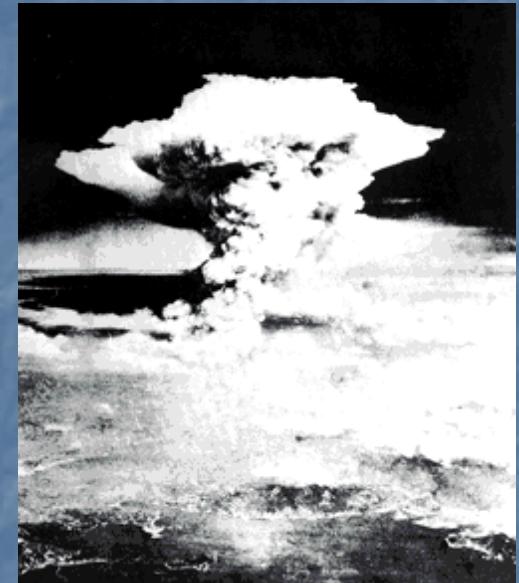
## 1977年の2つの追加議定書

- 國際的武力紛争の犠牲者保護に関する  
第1追加議定書（全102条）
- 非國際的武力紛争（内戦など）の犠牲者  
保護に関する第2追加議定書（全28条）

日本は2004年8月31日に加入しました

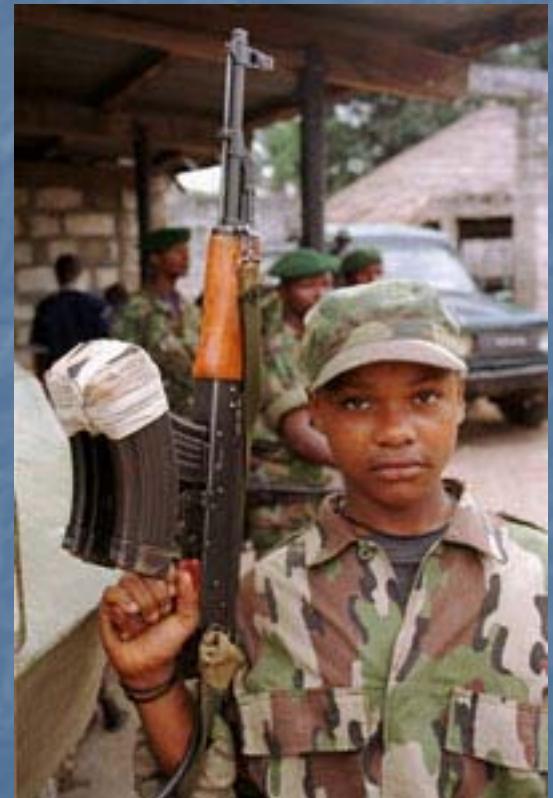
# 第1追加議定書

- 戦闘の方法、手段は無制限ではない
- 難民の保護
- 一般の人々の生存に不可欠な物の保護
- 攻撃は軍事目標に限定する
- 文民保護組織(Civil Defence)を詳細に規定
- ジュネーブ4条約で保護の対象になっていない者への人道的保護の拡大



## 第2追加議定書

- 15歳に達していない子どもの徴兵禁止
- 一般の人々の強制移動は、住民の安全確保と重要な軍事的理由によって行う以外は禁止
- 標章使用の明文化



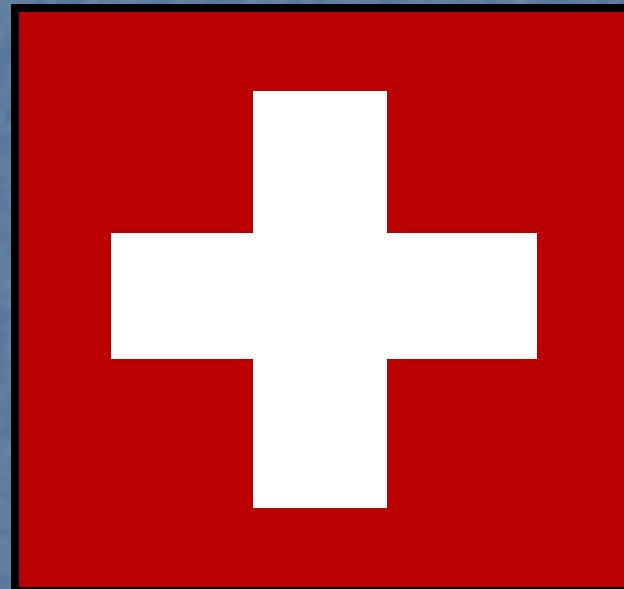
# 特別に保護される「対象」

- ① 病院・安全地帯(傷病者・弱者のため。平時から設定可能)
- ② 中立地帯(戦時に設定)
- ③ 無防備地区(戦時に、相手国への宣言と受領を要する)
- ④ 危険なエネルギーを内蔵するもの(原発、ダム、堤防)
- ⑤ 一般住民の生存に不可欠なもの  
(食料、家畜、飲料水供給施設、農地等)
- ⑥ 文化財、礼拝所(歴史的建造物など)
- ⑦ その他(自然環境の保護)

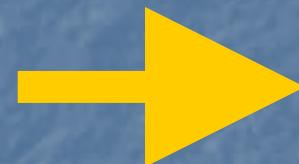
# 赤十字・赤新月の標章について



# 赤十字標章の由来

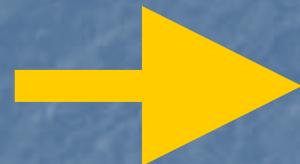


スイス国旗



赤十字

# 赤新月標章の由来



トルコ国旗

赤新月

## 赤獅子太陽の標章の由来

- 革命前のイランで使用  
(イラン赤獅子太陽社)



赤のライオン及び太陽

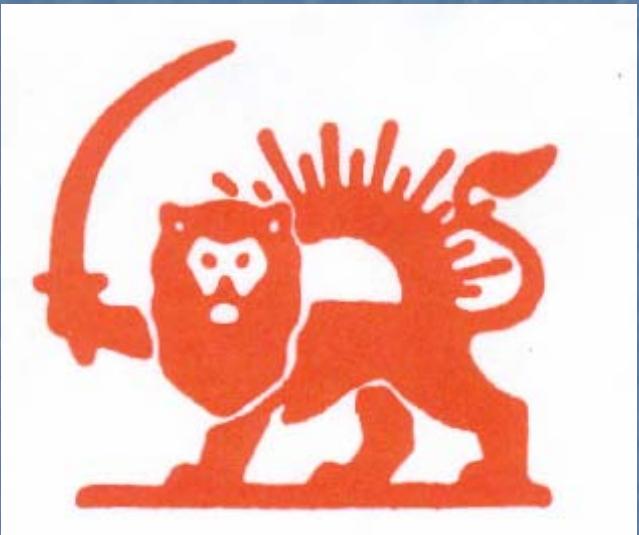
## 現 在 も 有 効 な 標 章



赤十字



赤新月



赤のライオン及び太陽

# 新 た な 標 章

第3追加議定書  
(2005年12月)



レッド クリスタル(赤水晶)

# 赤十字・赤新月標章の二つの意味

保 護

表 示

# 「保護」のために用いる

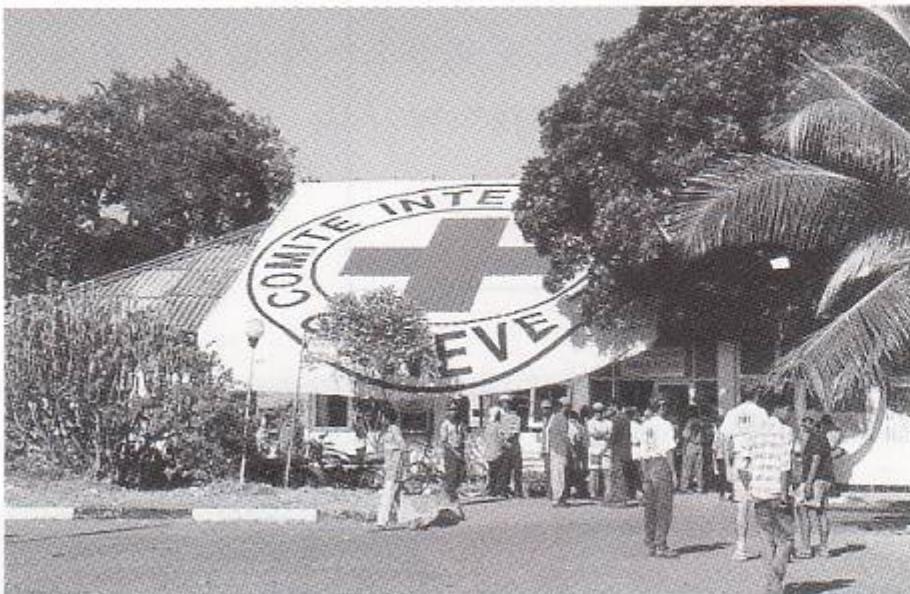


南アフリカ(軍の衛生部隊の車両)

「表示」のために用いる



日本赤十字社 本社



\*保護の標章例

### \*重大な誤用の例

- ・武器を運ぶ目的で車などに赤十字標章を掲げる



表示標章としては赤十字以外の使用は禁止



# 赤十字以外は類似マーク使用の禁止

赤色系統の色を使用した十字マーク



# 赤十字標章の交付・管理(国民保護法)

	有 事 (武力紛争時)	平 時
管理権者	<b>防衛庁 → 自衛隊</b> * 防衛庁訓令による幕僚長権限  <b>厚生労働省/知事・政令市長</b> → <b>文民医療機関等</b>	<b>防衛庁 → 自衛隊</b>  <b>日本赤十字社 → 自衛隊以外</b> * 赤十字標章、名称の使用制限に関する法律 武力攻撃時には第3条のみ運用停止となる。
文民への 交 付	<b>申請による許可</b> * 厚労省または知事への申請	<b>申請による許可</b> * 日赤への申請
標章作成	<b>国、自治体 → 支 給</b> <b>民間機関 → 自主製作</b>	<b>原則 自主製作</b>

※ 自衛隊の管理下で活動する場合は、自衛隊が腕章、身分証明書を発行する。

# 保護標章の表示について(国民保護法)

## 1. 赤十字保護標章を表示できる施設及び車両等

- ① 赤十字病院、診療所
- ② 血液センター(輸血所,医薬品貯蔵所に準ずる施設と見なすことができる)

## 2. 赤十字保護標章を表示できない施設及び車両等

- ① 支部建物
- ② 社会福祉施設
- ③ 看護大学等

## ※ 表示標章について

日本赤十字社の表示標章(比較的小さく、社名を併記)については有事、平時を問わず日赤の所属施設、職員は当局の許可を得ずに使用することができる。

## 1. 日本赤十字(指定公共機関)の役割

- ・ 医療救護
- ・ 救援物資の備蓄及び配分
- ・ 外国人の安否調査
- ・ 災害時の血液製剤の供給
- ・ その他の救援

## 2. 赤十字標章の使用の制限

# 赤十字の基本原則(行動基準)

- 人道 (Humanity)
- 公平 (Impartiality)
- 中立 (Neutrality)
- 独立 (Independence)
- 奉仕 (Voluntary Service)
- 単一 (Unity)
- 世界性 (Universality)